一般財団法人オークラ育英財団 2024 年度奨学金募集要項

1. 趣旨

当財団は、社会有用の人材の育成及び教育の発展に寄与するため、日本国内に所在する大学に在籍する学生で、成績優秀であり、方正謹厳で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の支給事業を実施します。

2. 特徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 他の奨学金制度との併給は可とします。
- (3) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

この奨学金の応募資格は、次の各号に該当する者とします。

- (1) 出願する年の4月1日現在、日本国内の4年制学部に在学する大学生(2年生以上)で、 原則として年齢が30歳以下であること
- (2) 日本国籍を有すること
- (3) 学業、人物ともに優秀であり、健康であること

4. 採用人員

30 名程度

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額 30,000 円

(2) 支給の期間

奨学生として採用されたその年度の 4 月から最短修業年限までとします。具体的には、大学 2 年生の時に当財団の奨学生として採用された場合には 3 年間、3 年生の時に採用された場合には 1 年間を支給の対象期間とします。ただし、6. に定める奨学金の停止又は廃止事由に該当する場合には、期間の中途で終了する場合があります。

(3) 支給の時期

4月分から6月分は6月30日までに3ヶ月分をまとめて支給します。 7月分以降の支給スケジュールは以下の通りです。

- 尚、支給日が休日に当たるときは、その前営業日とします。
- ① 7月·8月·9月分 → 8月31日
- ② 10月·11月·12月分 → 11月30日
- ③ 1月·2月·3月分 → 2月28日

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止する ことがあります。

- (1) 留年、休学、転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (8) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき
- (9) この法人の理事会で給付を廃止すべきと認められたとき

7. 応募方法

当財団のホームページの【https://okura-ikueizaidan.com/】より、直接ご応募ください。

8. 提出書類

次の書類を揃え、当財団ホームページの応募フォームから応募してください。

(1) 本人確認書類

以下の書類いずれか1点を用意してください

- 運転免許証
- ・住民票の写し (マイナンバーの記載のないもの)
- 健康保険証
- ・旅券 (パスポート)
- ・官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳(身体障害者手帳など)
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書(GPAが記載されたもので、大学が発行する書類であること)
- (4) 主たる生計維持者の収入確認書類

源泉徴収票(直近の期間に係るもの)または確定申告書(直近の期間に係るもの)の写

※収入の無い方は非課税証明書(収入記載欄あり)

9. 応募締切日

2024年5月31日(金)当財団事務局必着

10. 選考及び決定

- (1) 選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 応募者多数の場合、主たる生計維持者の年間の給与収入が700万円未満(給与所得以外の場合には、年間の所得が300万円未満)である者を審査対象とします。
- (3) 選考結果については、本人に通知します。(2024年6月下旬を予定)

11. 進級時及び卒業時の手続き

進級時及び卒業時には、次の書類を揃え、事務局に提出いただきます。

[進級時] 提出期限:当該年4月末日

- (1) 生活状況報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 異動届出書

[卒業時] 提出期限:当該年5月末日

- (1) 卒業後進路報告書
- (2) 成績証明書
- (3) 卒業証書のコピー又は卒業証明書

12. その他

応募書類の受付後、記載内容の確認のため、事務局より電話連絡をさせていただく(または、応募者本人との面談をお願いする)場合があります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上